

第4期

岩手県障がい者工賃向上計画

～働く喜びと「共に生きるいわて」を目指して～

令和3年度～令和5年度

岩手県保健福祉部

1	岩手県障がい者工賃向上計画策定の趣旨等	1
(1)	はじめに	1
(2)	計画策定の目的	1
(3)	計画期間	1
(4)	対象事業所	1
2	就労支援事業所の状況	2
(1)	対象事業所の種別、事業所数及びサービス内容	2
(2)	保健福祉圏域別の対象事業所数	2
(3)	事業所の作業品目	3
3	第3期岩手県障がい者工賃向上計画（平成30年度～令和2年度）の達成状況と取組実績	3
(1)	目標工賃達成状況	3
(2)	主な実施事業の取組実績	5
4	工賃向上に向けた課題と支援の方向性	7
(1)	平均工賃額の評価・分析	7
(2)	各事業所における目標工賃の達成状況について	10
(3)	就労支援事業所における課題	11
(4)	就労支援事業所が希望する支援策	12
(5)	今後の支援の方向性	13
5	令和3年度～令和5(2023)年度の目標工賃	14
(1)	目標工賃額	14
(2)	目標設定の考え方	14
6	工賃向上に向けた各機関の役割	15
(1)	就労支援事業所の役割	15
(2)	県の役割	15
(3)	市町村の役割	15
(4)	各機関の連携	15
7	工賃向上に向けた具体的な取組内容	16
(1)	官公需の発注促進	16
(2)	共同受注センター利用の促進	16
(3)	いわて障がい者就労支援センターの設置、運営	16
(4)	工賃引上げ支援セミナーの開催	17
(5)	合同販売会の実施	17

1 岩手県障がい者工賃向上計画策定の趣旨等

(1) はじめに

県では、平成30年3月に新しい「岩手県障がい者プラン」を策定し、「障がい者一人ひとりが、地域の人たちと共に支え合う仲間として、いきいきと暮らし、幸福を実感できる社会」を実現することとしています。

障がい者の就労については、障がい者と企業等が雇用契約を結んで就労する「一般就労」と、一般就労に結びつかない方を対象にした「福祉的就労」に大別され、行政機関の所管も「一般就労」（障がい雇用）は主として国の労働局や県の商工労働観光部、福祉的就労については県の保健福祉部となっており、相互に連携しながら進めています。本計画では「福祉的就労」を対象に工賃水準の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画策定の目的

一般就労に結びつかない障がい者の方の工賃水準の引き上げに向けた取組は、年金などの社会保障給付の仕組みと併せ、障がい者の自立した生活を支援するための取組として重要であり、県全体でその底上げを図っていく必要があります。

就労支援事業所における利用者の工賃水準の向上については、これまで、平成19年度から平成23年度までを計画期間とする「岩手県障がい者工賃倍増5か年計画」、平成24年度からは、「岩手県障がい者工賃向上計画」（第1期計画：平成24年度～平成26年度、第2期計画：平成27年度～平成29年度、第3期計画：平成30年度～令和2年度）を策定し、関係機関が一体となって取り組んできました。この間、経済情勢の悪化や東日本大震災津波など障がい者就労支援事業所を取り巻く環境は大きく変化しました。

今回、第3期岩手県障がい者工賃向上計画が令和2年度末で終了することから、引き続き、県全体で工賃引上げを図っていくための基本的な考え方や取組方法を明らかにすることを目的に、「第4期岩手県障がい者工賃向上計画」を策定するものです。

(3) 計画期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画です。

また、計画期間中は毎年度、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

(4) 対象事業所

この計画において、工賃引上げの対象とする事業所は、障がい者との雇用契約の締結による最低賃金の保障まで至らない、いわゆる、福祉的就労の場としての以下の事業所とします。

- ① 就労継続支援B型事業所
 - ② 就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る）、生産活動を行っている生活介護事業所、地域活動支援センターのうち希望する事業所
- なお、この計画における「就労支援事業所」は上記①及び②の事業所を指すこととします。

【「工賃向上計画」の策定について】

国の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』（以下「基本指針」）では、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る）、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は支援策の対象として差し支えないとされています。

2 就労支援事業所の状況

(1) 対象事業所の種別、事業所数及びサービス内容（令和3年4月現在）

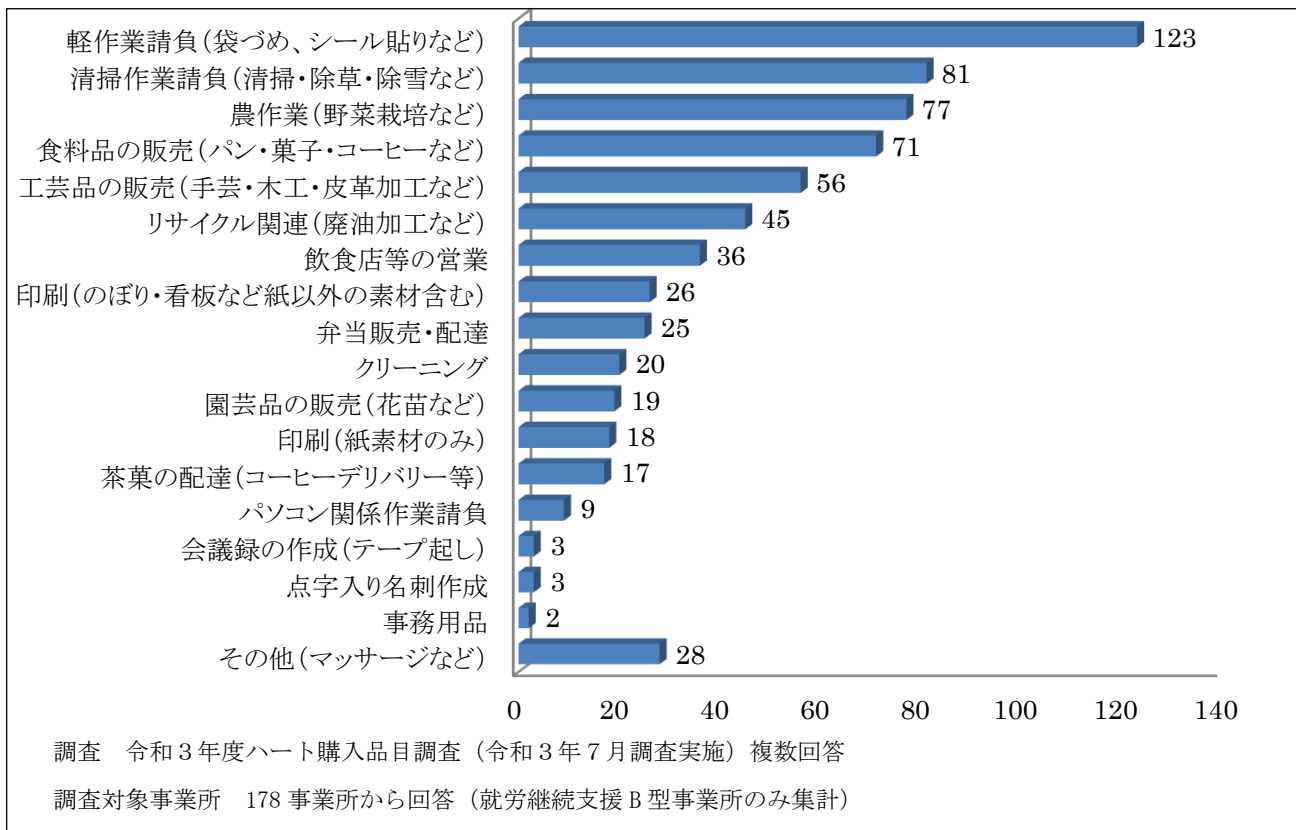
種別	事業所数	サービス内容
就労継続支援B型	182	障がいの種別を問わず、通所により、就労や生産活動の場を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者に対しては、移行支援も行います。
生活介護事業所	140	障がいの種別を問わず、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
地域活動支援センター	101	障がいの種別を問わず、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進の便宜を図ります。
計	423	

(2) 保健福祉圏域別の対象事業所数（令和3年4月現在）

圏域	就労継続支援B型	生活介護事業所	地域活動支援センター
盛岡	74	51	27
岩手中部	25	21	11
胆江	14	15	5
両磐	18	14	9
気仙	12	5	9
釜石	6	4	7
宮古	11	10	13
久慈	10	3	13
二戸	12	17	7
全県	182	140	101

(3) 事業所の作業品目

就労支援事業所の作業品目は次のとおりです。軽作業請負や清掃作業請負、農作業、食料品の販売が多い状況となっています。



3 第3期岩手県障がい者工賃向上計画(平成30年度～令和2年度)の達成状況と取組実績

(1) 目標工賃達成状況

第3期計画の最終年度である令和2年度の平均工賃額は月額19,253円、時間額222円となりました。

平成30年度から令和2年度の間に行った取組等により、令和2年度の平均工賃額は平成29年度の平均工賃額と比較して月額で271円の増、時間額で3円の増となっています。

① 目標額と実績額の比較

第3期計画では、第2期計画における実績をもとに、令和2年度までに平均工賃額を月額20,230円、時間額237円に引き上げることとしました。平成30年度、令和元年度は月額、時間額ともに前年度を上回り、99～97%台の達成率となりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、月額、時間額ともに前年度を下回り、達成率も月額95.4%、時間額93.7%となりました。

計画		第1期	第2期			第3期		
年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
月額	目標額	18,500円	19,000円	19,500円	20,000円	19,398円	19,814円	20,230円
	実績額	18,461円	18,713円	18,808円	18,982円	19,363円	19,420円	19,253円
	達成率	99.8%	98.5%	96.5%	94.9%	99.8%	98.0%	95.4%
時間額	目標額	210円	210円	215円	220円	225円	231円	237円
	実績額	202円	209円	213円	219円	221円	224円	222円
	達成率	96.2%	99.5%	99.1%	99.5%	98.2%	97.0%	93.7%

② 保健福祉圏域別の平均工賃額の推移

圏域ごとにみると平均工賃額が高いのは気仙、二戸、岩手中部の順となっています。

また、令和2年度の平均工賃額は、岩手中部、両磐、釜石、二戸の4圏域で平成30年度実績を上回った一方、それ以外の5圏域においては下回る実績となりました。

圏域	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度との比較	
				差額	伸び率
盛岡	17,196円	17,395円	16,928円	-268円	-1.6%
岩手中部	20,816円	20,792円	21,090円	274円	1.3%
胆江	19,362円	18,385円	17,313円	-2,049円	-10.6%
両磐	20,036円	19,560円	20,306円	270円	1.3%
気仙	25,036円	25,345円	24,348円	-688円	-2.7%
釜石	17,836円	16,873円	18,801円	965円	5.4%
宮古	21,081円	21,395円	20,415円	-666円	-3.2%
久慈	15,283円	15,511円	15,248円	-35円	-0.2%
二戸	19,775円	21,499円	22,749円	2,974円	15.0%
全県	19,363円	19,420円	19,253円	-110円	-0.6%

③ 平均工賃額の分布

平成30年度と比較すると15,000円～20,000円未満の事業所が3.5%増加している一方、20,000円～25,000円未満の事業所は1.2%減少しています。

また、5,000円未満の事業所は3.0%減少しています。

平均工賃額(月額)	平成30年度		令和2年度		対比
	事業所数	割合	事業所数	割合	
5,000円未満	7	4.1%	2	1.1%	-3.0%
5,000円以上、10,000円未満	21	12.4%	21	11.8%	-0.6%
10,000円以上、15,000円未満	47	27.8%	51	28.6%	0.8%
15,000円以上、20,000円未満	34	20.1%	42	23.6%	3.5%
20,000円以上、25,000円未満	23	13.6%	22	12.4%	-1.2%
25,000円以上、30,000円未満	17	10.1%	19	10.7%	0.6%
30,000円以上	20	11.8%	21	11.8%	0.0%
合計	169	100.0%	178	100.0%	

④ 県平均工賃額と全国平均工賃額の比較

平成 30 年度～令和元年度の工賃については全国平均より約 3,000 円上回っており、全国でも上位に位置しています。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県平均工賃額	19,363 円	19,420 円	19,253 円
順位	6 位	7 位	策定時点未発表
全国平均工賃額	16,118 円	16,369 円	
全国平均との差	3,245 円	3,051 円	

(2) 主な実施事業の取組実績

① 官公需の発注促進

毎年度、県の優先調達方針を策定し、就労支援事業所等からの物品及び役務の調達(ハート購入※)を推進しました。発注額は平成 30 年度までは年々増加していましたが、令和元年度に減少しました。

また、市町村に対しても優先調達方針の策定を働きかけ、令和 2 年度においては 17 市町村において策定されました。

◆県における優先調達(ハート購入)の実績

年度	目標額	実績額	前年度実績伸率	目標額比
平成 30 年度	20,000,000 円	22,600,386 円	+37%	+13%
令和元年度	24,860,000 円	21,724,724 円	-4%	-13%
令和 2 年度	24,000,000 円	22,408,085 円	+3%	-7%

※県が業務上必要とする物品・役務の提供の中には、障がい者が提供できる者が数多くあり、これらを障がい者が働く場から優先的に購入することにより働く障がい者を支援するものです。県の各部局に対し就労支援事業所等に対する官公需の促進(ハート購入)を率先するよう依頼するとともに、就労支援事業所等が取り扱っている物品等の情報及び県から就労支援事業所等への発注状況を県ホームページに公開しています。

◆市町村における優先調達の実績

年度	発注額総計	発注実績のある市町村数
平成 30 年度	64,341,925 円(1,113 件)	30
令和元年度	67,362,926 円(1,121 件)	32
令和 2 年度	83,184,504 円(1,092 件)	29

◆市町村の優先調達方針策定状況

年度	策定済市町村数	策定済率
平成30年度	32	97.0%
令和元年度	33	100.0%
令和2年度	33	100.0%

② 共同受注センターの利用の促進

複数の就労支援事業所等による生産製品及び役務の共同受注の仕組みを確立するため、平成26年度、公募により社会福祉法人岩手県社会福祉協議会に委託し、共同受注センターを設置しました。平成27年度以降は岩手県社会福祉協議会が自主財源により運営しています。県では、ハート購入の利用を促す際に、併せて共同受注センターの利活用について周知を行いました。

加入事業所数及び受注実績は年々増加傾向にあります。

◆共同受注センターの実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
加入事業所数	80	87	89
受注実績（円）	33,754,070円	37,108,775円	37,494,536円

③ いわて障がい者就労支援振興センターの設置、運営

東日本大震災津波により被災した就労支援事業所の施設・設備の復旧は完了していますが、自主生産製品の製造販売の低迷、商業施設の被災による販売経路の喪失、提携企業の被災による請負業務減少等の課題を抱える沿岸の就労支援事業所等を支援するため、「いわて障がい者就労支援振興センター」を設置し、事業所支援のためのアドバイザーの派遣や研修の実施、新規取引先や常設販売場の確保等、活動の支援を行いました。

◆活動実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
コーディネーター配置人数	5名	4名	3名
アドバイザー派遣	41件	13件	19件
研修会開催	8回	8回	2回

④ 工賃引上げ支援セミナーの開催

県下の就労支援事業所等のほか関係機関を対象として、工賃引上げに係るノウハウの共有等を目的としたセミナーを開催し、3年間で延べ236名が参加しました。

◆平成30年度～令和2年度開催セミナーの主なテーマ及び参加者数

年度	主なテーマ	回数	参加者数
平成30年度	・食品開発基礎講座～ゼロから見直す食品開発～ ・お客様の心に訴える商品販売	2	96名
令和元年度	・食品開発基礎講座～ゼロから見直す食品開発～ ・「さあ、商品を売りましょう！」～お客様の手に届くまで～	2	91名
令和2年度	・営業の手順と各重点実施ポイントの整理 ・戦略的営業と販促スタイルの提案	1	49名

⑤ 農福連携に係る取組

障がい者の農業分野での就労や作業受注を促進するため、農福連携の取組が全県的に広がるよう「農福連携総合支援事業」を実施し、農福連携の総合的・多面的な支援を行いました。

具体的には、マッチング支援コーディネーターを配置し、就労支援事業所と農業者との施設外就労による業務委託を支援する他、就労支援事業所を対象とした農業セミナーの開催、マルシェ（市場）の開催等を行っています。

◆活動実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
マッチング支援件数	13件	14件	21件
研修会、セミナーの開催	22件	27回	21回
マルシェの開催	3回	3回	1回

⑥ 水福連携に係る取組

就労支援事業所と水産加工業者を結ぶ水福連携についても、令和元年度より水福連携コーディネーターを配置し、震災後人手不足に陥っている水産加工業と就労支援事業所のマッチング支援を行っています。

◆活動実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
マッチング支援件数	—	3件	3件

4 工賃向上に向けた課題と支援の方向性

(1) 平均工賃額の評価・分析

第3期計画での平均工賃の評価・分析を行うため、第2期計画の最終年度にあたる平成29年度を基準として各種実績の比較をおこなった。

① 平均工賃額と伸び率の推移

本県における平均工賃額は全国平均と比較して高い水準にあり、3,000円程度上回る額で推移しているものの、近年の伸び率は鈍化しており、過去3か年の平均伸び率を見ると、全国平均を下回っています。

なお、令和元年度に平均工賃額が全国上位であった都道府県の中には、過去3か年の平均伸び

率が2%台となっているところもあり、本県の工賃水準が高いために頭打ちになっていることが、伸び率が鈍化している主な原因であるとは言い難い状況にあります。

自治体名	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	過去3か年平均伸び率
岩手県(a)	月額	18,982円	19,363円	19,420円	1.08%
	対前年度伸率	0.93%	2.01%	0.29%	
全国平均(b)	月額	15,603円	16,118円	16,369円	2.29%
	対前年度伸率	2.01%	3.30%	1.56%	
全国平均との差 (a)-(b)	月額	3,379円	3,245円	3,051円	-1.21%

② 就労支援事業所における売上総額と工賃支払総額の推移

売上総額、工賃支払総額ともに増加傾向にありますが、工賃への還元率（売上総額のうち工賃支払総額が占める割合）が減少傾向にあり、作業の効率化、商品や役務の高付加価値化等を進める必要があります。

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	R2/H29
売上総額	2,123,296千円	2,186,825千円	2,402,282千円	2,594,470千円	122.2%
工賃支払総額	897,992千円	939,797千円	975,784千円	984,304千円	109.6%
工賃への還元率	42.29%	42.98%	40.62%	37.94%	89.7%

③ 平均利用人数と平均利用時間

月当たりの平均利用人数及び延べ利用時間は増加傾向にあり、令和2年度においては事業所の増加等により平成29年度と比較して約8%増加しています。

月当たりの平均利用時間は平成29年度からほぼ横ばいとなっており、令和2年度においても平成29年度とほぼ同等の値となっています。

年度	月当たり 平均利用人数	月当たり 延べ利用時間	月当たり 平均利用時間
	(A)	(B)	(B) / (A)
平成29年度	3,942名	342,269時間	86.8時間
平成30年度	4,044名	354,705時間	87.7時間
令和元年度	4,182名	362,934時間	86.8時間
令和2年度	4,260名	369,429時間	86.7時間
R2/H29	108.1%	107.9%	99.9%

④ 新規開所の事業所の平均工賃額

平成29年度以降の各年度において、開所後3年未満の事業所の平均工賃額と開所後3年以上の

事業所の平均工賃額を比較すると、平成 29 年度の平均工賃差額は 7,625 円あったものの、令和 2 年度には 1,423 円となるなど、その差については年々減少傾向にあります。

新規開所の事業所では取引先の開拓等により作業を確保する必要がありますが、この分析結果から、新規開所した事業所における安定した作業の確保が年々向上していると考えられます。

対象年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開所後 3 年未満の事業所 (A)	平均工賃額	11,885 円	12,821 円	16,266 円	17,650 円
	事業所数	26	31	20	22
開所後 3 年以上の事業所 (B)	平均工賃額	19,510 円	19,432 円	19,109 円	19,073 円
	事業所数	131	138	149	156
平均工賃額差額 (A) - (B)		-7,625 円	-6,611 円	-2,810 円	-1,423 円
【参考】全体の平均工賃額		18,982 円	19,363 円	19,420 円	19,253 円

⑤ 新型コロナウイルスによる影響

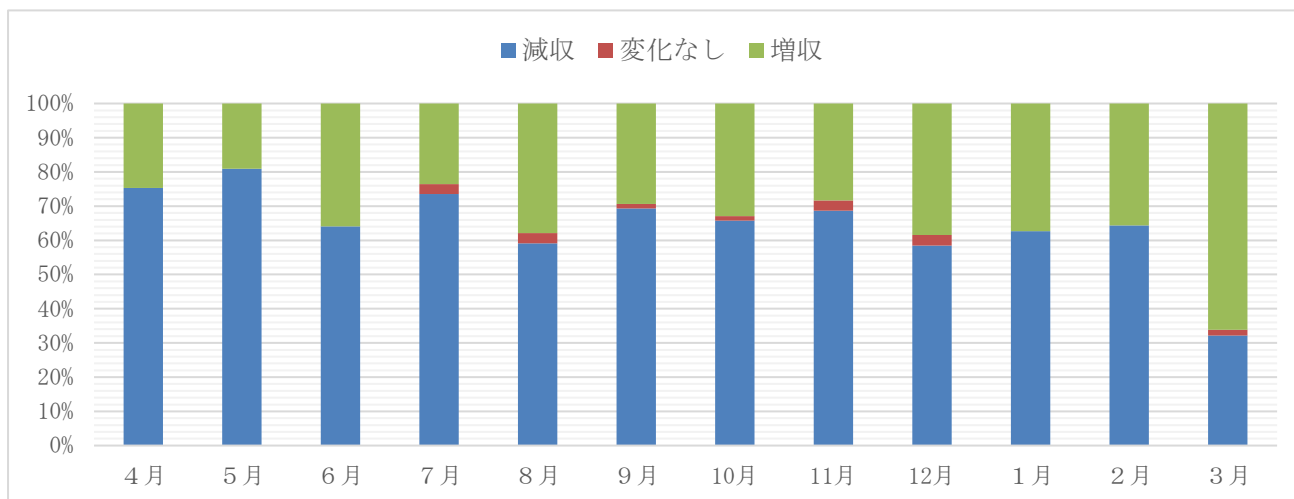
令和 2 年度の売上額について調査した結果、回答のあった事業所においては、対前年同月と比較して、3 月を除いて、減収した事業所数が増収した事業所数を上回る結果となりました。

減収となった原因としては、①取引先の企業が休止するなど、受注量が減少したこと、②対面での販売が困難となったことや、販売会などの各種イベントの中止により販売機会が減少したこと、③病院や福祉施設などの来所制限により施設外就労が困難になったことが挙げられました。

また、売上減少に伴う工賃の減額や、各種イベントの中止等により、利用者のモチベーションを維持することが課題と捉えている事業所も多くありました。

新型コロナウイルスの影響への対策としては、マスクの販売を新たに始めるなど、新商品の販売を行っている事業所や、これまで行っていなかった新たな業種への販路開拓を行っている事業所がありました。また、テイクアウトを開始したり、インターネットでの商品販売を行ったりするなど、新たな販売形式を開始した事業所もありました。

月 (令和 2 年度)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
回答数	69	63	78	68	66	75	73	67	65	59	59	59
増収となった事業所数	17	12	28	16	25	22	24	19	25	22	21	39
変化なしの事業所数	0	0	0	2	2	1	1	2	2	0	0	1
減収となった事業所数	52	51	50	50	39	52	48	46	38	37	38	19



岩手県社会福祉協議会による「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う障がい者就労支援事業所への影響調査」より抜粋

(2) 各事業所における目標工賃の達成状況について

① 令和2年度目標工賃の達成状況について

第3期岩手県障がい者工賃向上計画において設定した令和2年度目標工賃の達成状況について調査したところ、約4割の事業所が目標を達成したと回答した一方、残りの6割については目標を達成することができなかったとの回答となりました。

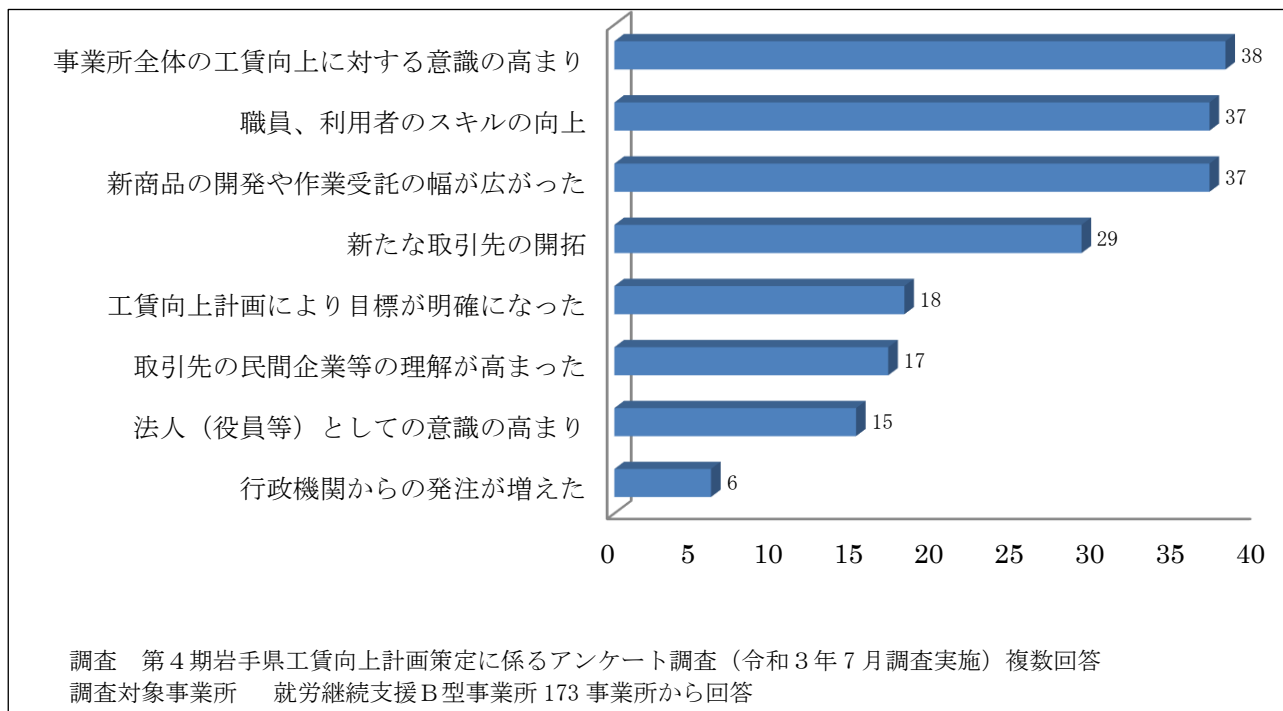
項目	事業所数	割合
達成した事業所	74	42.8%
達成できなかった事業所	99	57.2%

② 目標工賃を達成できた要因

令和2年度実績において、目標工賃を達成できた74事業所を対象に、その要因についてアンケート調査を実施したところ、達成できた要因として多く挙げられたのが、「事業所全体の（工賃に対する）意識の高まり」、「職員、利用者のスキルの向上」、「新商品開発や作業受託の幅が広がった」の3項目でした。この結果から、事業所の工賃向上に対する意識の高まりにより、職員、利用者のスキル向上、新商品の開発や作業受託の拡大など企業の経営手法が根付いてきていると考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていても新商品の開発や作業受託の幅を広げている事業所は、目標工賃を達成できている傾向にあることが分かりました。

一方、「行政機関からの発注が増えた」については、平成30年度に調査した際と同じく、最も意見が少なく、また、「取引先の民間企業等の理解が高まった」及び「法人としての意識の高まり」も平成30年度と同様に意見が少ないことから、今後も改善に努める必要があることがわかりました。

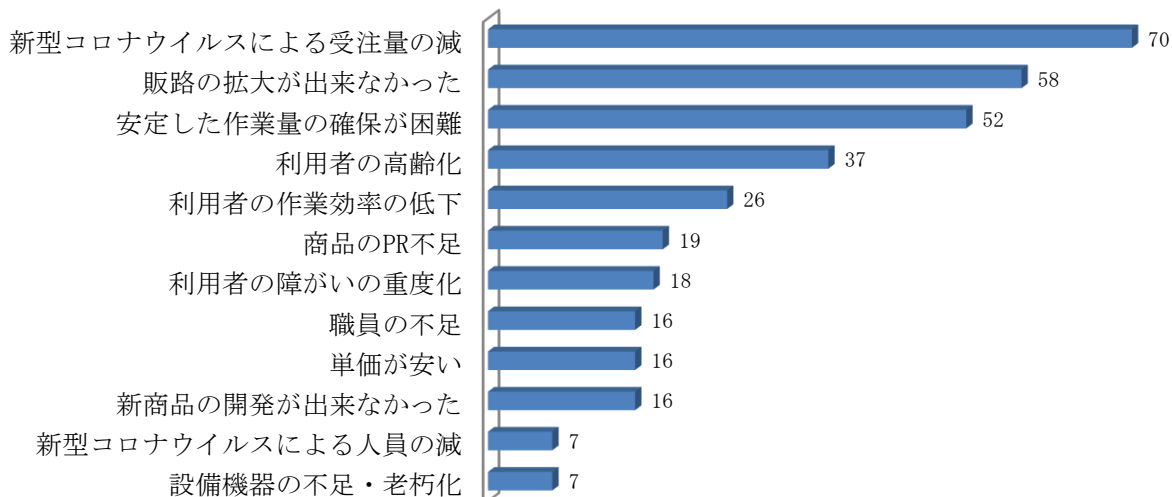


(3) 就労支援事業所における課題

令和2年度実績において、目標工賃を達成できなかった99事業所を対象に、その要因についてアンケート調査を実施したところ、達成できなかった要因として最も多かったのが、「新型コロナウイルスによる受注量の減」で、社会活動の停滞による影響や、各種イベントの中止等による販売の機会の減少と回答した事業所が多くありました。

次いで多かったのが「販路の拡大が出来なかった」で、工賃目標を達成している事業所は新商品の開発や作業受託の幅を広げていると回答していることから、社会経済情勢が厳しい中であっても、柔軟に新たな販路を開拓していくことが工賃向上につながると考えられます。

また、「作業量の確保が困難」「利用者の高齢化」「作業効率の低下」も回答数が多く、生産性の低下も目標を達成する上での課題となっていると考えられます。



調査 第4期岩手県工賃向上計画策定に係るアンケート調査（令和3年7月調査実施）複数回答
 調査対象事業所 就労継続支援B型事業所 173 事業所から回答

(4) 就労支援事業所が希望する支援策

就労支援事業所が課題解決に向けて県に希望する支援策について、最も多いのが「民間企業や行政機関等への発注の呼びかけ」で17.6%、次に「県の官公需における発注目標の設定、優先調達等の庁内周知」が13.9%、「工賃引上げへの取組み好事例の紹介と説明会」が13.5%と続いています。

本調査結果は、平成30年度に実施した調査結果と概ね同じ構成となっています。なお、「民間企業や行政機関等への発注の呼びかけ」は回答のあった178事業所の約6割の事業所が希望しており、最も取組の強化が必要であると考えられます。

また、説明会や研修会等の実施に対するニーズも高く、毎年度開催している工賃引上げ支援セミナーではこれらの結果を基に、研修のテーマを選定していく必要があります。

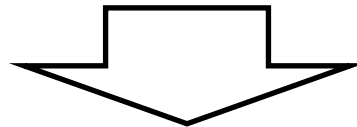
内容	件数	内訳	構成比
(1) 企業の経営手法の導入			
・ 専門家(経営)の派遣	85	43	6.6%
・ 役員、管理者向けの経営セミナーの開催		42	6.4%
(2) 技術指導の強化			
・ 専門家(技術)の派遣	84	50	7.7%
・ 農業との連携事業における農業技術取得支援		34	5.2%
(3) 他産業等との連携の促進			
・ 農業分野との連携による施設外就労、施設内農業等の促進	43	43	6.6%
(4) 受注・販路の拡大			
・ 民間企業、行政機関等への発注の呼び掛け	206	115	17.6%
・ 県の官公需における発注目標の設定、優先発注等の庁内周知		91	13.9%
(5) 共同化・連携の推進			
・ 共同受発注機能の推進	69	69	10.6%
(6) 説明会や研修等の実施			
・ 工賃引上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会	166	88	13.5%
・ 就労支援事業所経営支援研修会		78	11.9%
回答数	653		100.0%

調査 「工賃向上計画」の策定について（令和3年5月調査実施）複数回答
 調査対象事業所 工賃向上計画を策定した178事業所から回答

(5) 今後の支援の方向性

(1)から(4)により得られた実績および調査結果等を基に、本計画における目標工賃の達成に向け、今後の支援の方向性について以下のとおりまとめました。

現状	<ul style="list-style-type: none"> ◆平均工賃額は全国的にも高水準であるが、近年伸び率が鈍化している。 ◆新型コロナウイルスの影響等もあり、令和2年度は平均工賃が減少した。 ◆事業所における売上総額及び工賃支払総額ともに増加傾向にあるが、工賃への還元率が減少傾向にある。 ◆開所後3年未満の事業所の平均工賃額は、開所後3年以上の事業所の平均工賃額と比較して低い水準にあるが、年々その差は小さくなってきている。
目標工賃の 達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ◆第3期計画において設定した令和2年度目標工賃を達成した就労支援事業所は約4割であった。 ◆目標を達成できた要因として最も多かったのが「事業所全体の（工賃に対する）意識の高まり」、次いで「職員、利用者のスキルの向上」「新商品の開発や新たな受託作業の幅が広がった」であった一方、「行政機関からの発注が増えた」、「取引先の民間企業等の理解が高まった」及び「法人としての意識の高まり」との回答は少なかった。
課題と希望 する支援策	<ul style="list-style-type: none"> ◆目標を達成できなかった要因として最も多いのは「新型コロナウイルスによる受注量の減」で、次いで「販路の拡大ができなかった」、「安定した作業量の確保が困難」、「利用者の高齢化」、「利用者の作業効率の低下」であった。 ◆県に対して希望する支援策は、要望が多い順に「民間企業や行政機関等への発注の呼びかけ」、次に「県の官公需における発注目標の設定、優先調達等の庁内周知」、「工賃上げへの取組みを活用した好事例の紹介と説明会」であった。



今後の支援の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度の平均工賃が減少する中、目標を達成した事業所では、新商品開発や新たな販路を開拓している事業所が多いことから、これらの好事例の紹介等による情報提供を行っていく。 ◆官公需の発注促進等のほか、県において販売機会等を設けるとともに、民間企業に同様の取組が波及するよう働きかけるなどし、販路拡大を支援する。また、労働力不足の農林水産業者とのマッチング支援等を行い、県内の農水福連携を進め、受託業務の拡大を支援する。 ◆売上総額に占める工賃支払額の割合が年々減少していることから、セミナーや研修会等を通じて職員、利用者のスキルや生産性の向上を支援する。 ◆商品の高付加価値化を進めるため、商品力の向上を支援する。
---------------	--

※利用者の高齢化及び障がいの重度化による支援に係る負担の増大や職員の不足等、就労支援を行う上での課題については、事業所が安定した経営を行うことができるよう、引き続き、国に対し報酬の引き上げを要望していきます。

5 令和3年度～令和5(2023)年度の目標工賃

(1) 目標工賃額

令和5(2023)年度の県平均の目標工賃は、

1月1人当たり 月額の場合 20,231円 時間額の場合 240円とします。

年度ごとの目標工賃は次のとおりとします。

	R2年度(実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5/R2伸び率
月額	19,253円	19,597円	19,903円	20,231円	5.1%
時間額	222円	228円	234円	240円	8.1%

(2) 目標設定の考え方

基本指針において、目標工賃を地域の実情を踏まえ適正に設定することとされていることから、過去の本県における実績を基に月額及び時間額目標工賃を設定することとし、次のとおり県の指針として定め事業所に示したところです。

過去5年(平成27年度～令和元年度)における工賃の平均伸び率により、月額を選択した事業所においては1.0%を各年度における伸び率とし、令和2年度の目標工賃月額を基準に令和3年度にあつては1.0%、令和4年度(2022年度)(以下、「令和4年度」という)にあつては2.0%、令和5年度(2023年度)(以下、「令和5年度」という)にあつては3.0%増額した工賃を目標値として設定します。

また、時間額を選択した事業所においては2.0%を各年度における伸び率とし、令和2年度の目標工賃月額を基準に令和3年度にあつては2.0%、令和4年度にあつては4.0%、令和5年度にあつては6.0%増額した工賃を目標値として設定します。

上記の考え方により各事業所から提出のあった工賃額を積み上げ、平均工賃月額20,231円、平均工賃時間額240円を県の目標工賃額として設定しました。

6 工賃向上に向けた各機関の役割

(1) 就労支援事業所の役割

就労支援事業所は、障がい者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、特別な事情がない限り事業所における「工賃向上計画」を作成し、事業所責任者のリーダーシップのもと全職員が工賃向上に取り組むことが求められます。

また、目標工賃達成指導員においては、施設内の活動にとどまらず、地元企業や経営者団体等との協働による商品開発や販売戦略、生産性の向上や販路拡大など、利用者の工賃向上のために積極的に工賃向上の取組を推進していくことが求められます。

(2) 県の役割

県は、工賃向上計画の策定を通じて、県全体の福祉的就労の底上げを図っていくことが求められており、この計画に記載する支援施策の展開を中心に、就労支援事業所の主体的な取組を支援します。

特に、官公需の発注促進や民間企業への発注の呼びかけについては、県自らがリーダーシップをとり、働きかけをより一層強化していくこととします。

(3) 市町村の役割

援護の実施者である市町村は、就労支援事業所や障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携を図り、障がい者がその地域で自立した生活ができるよう、必要な支援を行うことが求められています。

合わせて市町村においても、官公需を積極的に推進していくことが必要です。

(4) 各機関の連携

工賃の向上にあたっては、産業界の協力を得ながら官民一体となった取組が必要であることから、県と就労支援事業所が共同し、市町村や農林水産・商工等の関係団体と連携しながら、計画に定める施策を推進していきます。

特に、県や市町村が主催する商工関係のイベント等へ就労支援事業所が参加できるように積極的に情報提供を行う事や、障がい者団体が主催する販売会等のイベントについて、県から市町村や関係機関に対して情報提供する等、お互いの情報交換を密にすることで連携の強化を図ります。

7 工賃向上に向けた具体的な取組内容

これまでの平均工賃額の評価・分析や就労支援事業所における課題、希望する支援策等を基に、県では工賃向上に向けて以下の具体的な取組を進めます。

(1) 官公需の発注促進

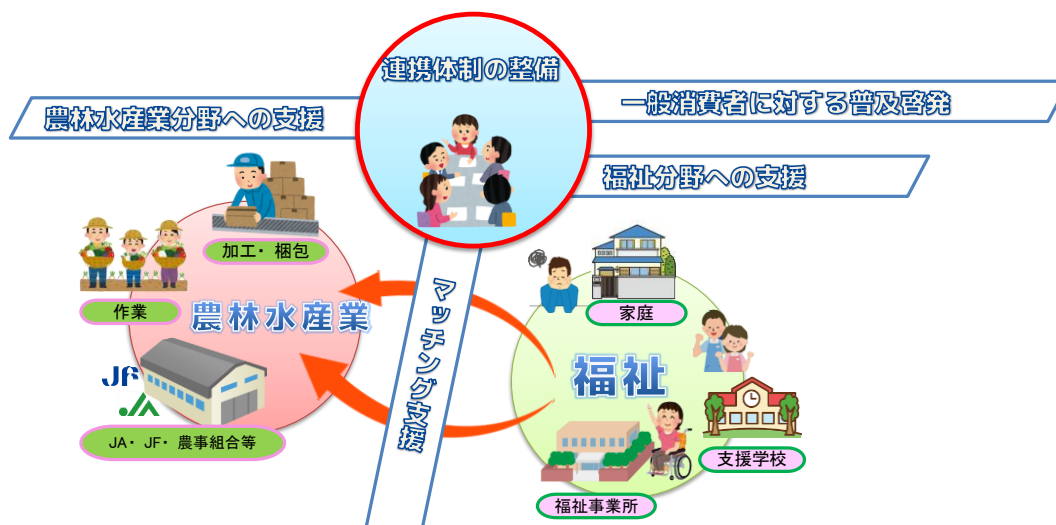
- ア 平成25年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）により、地方公共団体は、障がい者就労支援施設等の受注の機会増大を図るための措置を講ずるよう努めることとされています。
- イ 県では毎年度、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成し、「ハート購入」制度を活用した取組を更に進めるとともに、庁舎等を活用した販売スペースの提供等を積極的に行っていきます。
- ウ 県内の国の出先機関や市町村に対し、発注・販売促進の広報・啓発活動、優先発注等の庁内周知、庁舎等を活用した販売スペースの提供等の支援を要請するとともに、市町村に対しては障害者優先調達推進法に基づく調達方針を必ず策定し、それに基づき、物品及び役務の調達に努力するよう促していきます。

(2) 共同受注センター利用の促進

- ア 本県の就労支援事業所等では、その規模等から、単独での企業等からの受注に対応できない場合が多いことが予想され、受注内容に対応可能な複数の障がい福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う共同受注センターの利用が特に有効と考えています。
- イ 県では共同受注センターの利用を促進し、より多くの事業所が物品や役務の提供を受注できるよう支援していくとともに、市町村及び民間企業等に対して共同受注センターの利活用にかかる情報提供を積極的に行っていきます。
- ウ 新しく開所した事業所に対しては、共同受注センターへの登録を推奨し、商品の販売や役務を受託する機会を増やすための助言に努めていきます。

(3) いわて障がい者就労支援センターの設置、運営

- ア 障がい者の福祉的就労の場である県内全ての障がい者就労支援事業所に対し、新商品の開発や商品力の向上、販路の拡大など総合的・多面的な支援を行う、「いわて障がい者就労支援センター」を（以下「センター」という。）を設置、運営していきます。
- イ センターでは、障がい者の農林水産分野での就労や作業受注を促進するため、農水福連携の取組が全県的に広がるよう農林水産関係団体や特別支援学校等と連携し、総合的・多面的な支援を幅広く行っていきます。
- ウ 具体的には、コーディネーターを配置し、農林水産業者等と事業所の役務等の業務受注に向けたマッチング支援を行うほか、事業所製品販売会や農福連携マルシェの開催、事業所職員や農林水産業者等への研修会、特別支援学校での出前講座・体験学習の開催等を行っていきます。



○農水福連携の取組事例

- ・ リンゴ栽培作業 (盛岡市、奥州市等) (5月～12月頃)
- ・ トマト下葉かき作業 (一関市) (6月～10月頃)
- ・ シイタケ栽培 (久慈市) (8月～12月頃)
- ・ ベビーリーフ等栽培 (花巻市) (通年)
- ・ わかめの芯抜き作業 (大船渡市) (4月～5月頃)

(4) 工賃引上げ支援セミナーの開催

ア 全国には、民間企業と競争しながら、市場ニーズに合った高品質のものを生産・販売し、利用者への工賃アップに努力している就労支援事業所の例が多数あります。

このような成功事例を他の就労支援事業所に紹介することにより、工賃引上げの成功イメージを形成し、前向きに取り組んでもらうため、今後も「工賃引上げ支援セミナー」を継続して開催していきます。

イ また、セミナーにおいては、商工関係機関と連携し、作業や商品の付加価値を高めるための具体的方策や企業的経営手法を強化するための情報提供を行う他、新型コロナウイルス感染症の影響下での取組事例、利用者の高齢化に対応した就労支援、職員の不足に対応した効果的な人員配置等に関する好事例の発信についても努めていきます。

(5) 合同販売会の実施

県の庁舎内等での合同販売会を実施し、県内の就労支援施設等への理解と販売の場を提供する取り組みを行います。また、各市町村や民間企業等に同様の取り組みが波及するよう働きかけるなどし、販売会の実施が全県で行われるよう努めていきます。